法第百八十九 三十三条第三項の規定により通知する次 の要旨を次の (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 条の とおり公告します。 規定により、 当該通知 の者に 0 内容を東吉野村役場に掲示するとともに、 っい ては、 その所在 が 不 分明 な \mathcal{O} で、 そ 同

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一所在の不分明な者の氏名

桶谷志美

中部祥元

山本夘吉

一通知の要旨

- 1 条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する。 令和二年農林水産省告示第三百七十四号をもって変更されたので、 令和元年十二月奈良県告示第三百二十九号に係る保安林の指定施業要件について、 森林法第三十三
- 2 要件については、 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、 令和元年十二月奈良県告示第三百二十九号による。 指定の目的及び変更後の指定施業